

指 示

平成23年9月30日18時11分

福島県知事 殿
川内村長 殿
檜葉町長 殿
南相馬市長 殿
田村市長 殿
広野町長 殿

平成23年（2011年）福島第一及び第二
原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成23年4月22日付けで設定した緊急時避難準備区域を解除すること。

各々の市町村域のうち、対象区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。